# 毒物劇物販売業の手引き

新潟市保健所

# 目 次

1	はじめに・・・・・・・・p1
2	毒物劇物とは・・・・・・・・・・・p1
3	毒物劇物販売業登録・・・・・・・・・p2
4	登録申請・届出・・・・・・・・・・・・ p4
5	保管管理・・・・・・・・・・・・・・・・p7
6	譲渡手続・・・・・・・・・・・・・・p8
7	交付の制限等・・・・・・・・・・・p10
8	危害防止規定・・・・・・・・・・・・・p11
9	その他(廃棄、事故、立入検査)・・・・・・p13
10	参考・・・・・・・・・・ p14

◆ この手引きでは、次の略称を使用します。

「法」: 毒物及び劇物取締法

「施行令」: 毒物及び劇物取締法施行令

「施行規則」: 毒物及び劇物取締法施行規則

「指定令」: 毒物及び劇物指定令

◆ ここに示す文言は、この手引きにおいて次の意味で使用します。

「譲渡」:権利・財産等を他人に移転すること。有償無償は問わない。

「販売」:対価を得て所有権を他人に移転すること。

「授与」:無償で所有権を他人に移転すること。

「交付」: 現実に物を渡すという事実行為であり、その物の所有権が移転する

ことを要しない。

「譲受人」: 毒物劇物を譲り受ける当事者のことであり、必ずしも交付を受ける

者である必要はない。(例:法人が譲り受ける場合は、譲受人は法人で

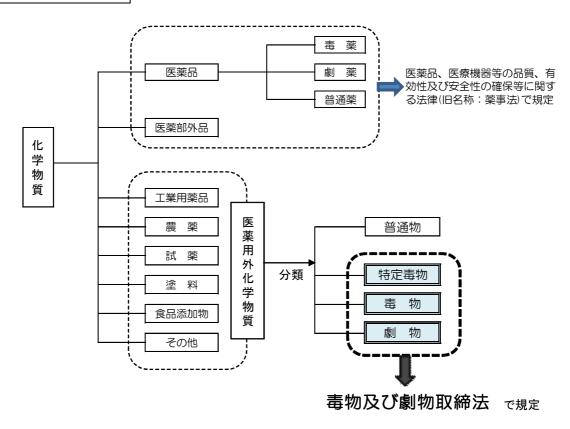
あり、交付を受けるのは法人の使用人)

### 1 はじめに

農薬や工業用薬品、試薬、塗料、その他いろいろな用途で使用される化学物質のうち、毒性の強いものは、毒物及び劇物取締法により毒物又は劇物として指定されています。これらは、保健衛生上の危害の防止を目的として、製造、販売、貯蔵、運搬、廃棄等が規制されています。

毒物劇物販売業者の皆様は、登録制度、販売(譲渡)の際の手続、保管管理方法、 盗難・紛失・漏洩等防止の対策等を含め、毒物劇物に関する正しい知識を持ち、毒物 及び劇物取締法を遵守した適切な取扱いをされるようお願いいたします。

### 2 毒物劇物とは



#### ①毒物とは

- 法別表第1に掲げるもので、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- 指定令第1条で指定されたもの

### ②劇物とは

- 法別表第2に掲げるもので、医薬品及び医薬部外品以外のもの
- ●指定令第2条で指定されたもの

### ③特定毒物とは

- 毒物であって、法別表第3に掲げるもの
- 指定令第3条で指定されたもの
- \*特定毒物は、販売に際し、譲り受ける側にも制限があります。譲り受け、所持、使用等に関しても規制されており、一般の方に譲り渡すことはできません。

### 3 毒物劇物販売業登録

### (1) 概要

毒物又は劇物(以下、毒物劇物)の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列することはできません。(法第3条第3項)

毒物劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとにその店舗の所在地の 都道府県知事(保健所設置市の場合は市長)に申請書を提出し、登録を受けなくて はなりません。

\*毒物劇物を直接取り扱わず、伝票操作のみ行う販売(伝票販売)の場合も、登録 は必要です。

- (2) 登録の種類
  - ① 一般販売業 全ての毒物及び劇物を販売・授与等できます。
  - ② 農業用品目販売業 農業用品目として施行規則第4条の2で定める品目のみ販売・授与等できます。
  - ③ 特定品目販売業 特定品目として施行規則第4条の3で定める品目のみ販売・授与等できます。
  - \* 登録の種類によって、取り扱うことができる品目が異なります。店舗が受けている登録で取り扱える品目かどうか、確認が必要です。
- (3) 登録の要件
  - ① 登録の基準(法第5条)

ア 毒物劇物の販売業の店舗の設備は、次の基準に適合する必要があります。

(施行規則第4条の4)

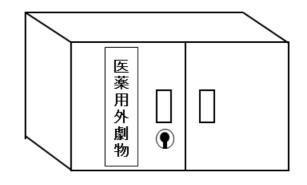
- 事物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
- 毒物劇物を貯蔵又は陳列する場所にかぎをかける設備があること。貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵が設けてあること。



- 事物劇物を貯蔵するタンク、ドラム缶、その他の容器は、毒物劇物が飛散し、 漏れ、しみ出るおそれのないものであること。
- 貯水池その他容器を用いないで毒物劇物を貯蔵する設備は、毒物劇物が飛散 し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

- 毒物劇物の運搬用具は、毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出るおそれがないも のであること。
- \*毒物劇物を直接取り扱わず、伝票販売のみ行う販売業の場合は、貯蔵・陳列 設備を設置する必要はありません。
- イ 毒物劇物販売業の登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないときは、登録することができません。
- ② 毒物劇物を貯蔵・陳列する場所の表示(法第12条第3項)

毒物劇物を貯蔵又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければなりません。



#### ③ 毒物劇物取扱責任者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接に取り扱う販売業の場合は、店舗ごとに専任の毒物劇物取扱 責任者を置き、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければな りません。(法第7条第1項)

- \*毒物劇物取扱責任者とは、毒物劇物を実際に取り扱う上での安全確保について責任を持つ技術者のことで、店舗ごとに1名設置します。
- \*外部からの派遣労働者を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。 (H11.11.30 医薬発第 1331 号厚生省医薬安全局長通知)
- \*毒物劇物を直接取り扱わない伝票操作のみの販売(注文を受けて仕入先へ注 文し、現物は仕入先が販売先へ直接配送する)で、自ら運送又は運送の手配 を行わない場合は、毒物劇物取扱責任者を設置する必要はありません。

### イ 毒物劇物取扱責任者の資格

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者でなければ、毒物劇物取扱責任者になることができません。(法第8条第1項)

#### (ア) 薬剤師

- (イ) 施行規則第6条で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者(詳細はお問い合わせください。)
- (ウ) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者(注:農業用品目 毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業用品目販売業の店舗において

のみ、取扱責任者になれます。また、特定品目毒物劇物取扱者試験に合 格した者は、特定品目販売業の店舗においてのみ、取扱責任者になれま す。)

\*次に該当する者は、毒物劇物取扱責任者になれません。

- 18 歳未満の者
- 精神機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うために必 要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3年を経過していない者

### 4

登録申請 · 届出 注)新潟市内の店舗に関し申請 · 届出する場合です。

(1)新規登録申請(手数料14,700円(現金))

新たに毒物劇物販売業を始める場合は、事前に登録申請し登録を受けることが必 要です。申請に必要な書類は次のとおりです。

① 毒物劇物販売業登録申請書

提

② 店舗平面図 (毒物劇物の保管場所を明記してください。)

③ 毒物劇物の貯蔵設備の概要図

 $\mathbb{H}$ 

④ 登記事項証明書(申請者が法人の場合)

⑤ 毒物劇物取扱責任者設置届

書

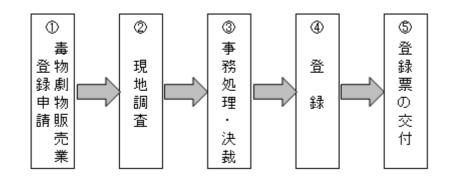
⑥ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書

類

(7) 毒物劇物取扱責任者の医師の診断書

- ⑧ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ⑨ 毒物劇物取扱責任者の雇用(勤務)証明書
- \*毒物劇物を直接取り扱わない伝票操作のみの販売(注文を受けて仕入先へ注文し、 現物は仕入先が販売先へ直接配送する)で、自ら運送又は運送の手配を行わない 場合は、上記②、③及び⑤~⑨は不要です。この場合、申請書の備考欄に「現物 を取扱わない」と記載してください。
- \*毒物劇物取扱責任者が規則第11条の3の2第1項に規定する者に該当する場合は、 この他に保健衛生上の危害防止の為の措置内容に関する書類が必要です。該当す る場合は、お問い合わせください。

### 【毒物劇物販売業登録申請等手続きのフロー概要】



### (2) 登録更新申請(手数料 6,400円(現金))

登録の有効期間は6年間です。6年ごとに更新手続きをしないと、登録は効力を 失います。有効期間満了後も引き続き登録を受ける場合は、有効期間満了の1か月 前までに登録更新申請手続きを行ってください。

提出 ①毒物劇物販売業登録更新申請書 書類 ②毒物劇物販売業登録票

### (3) 変更届(手数料は必要ありません。)

登録後、次の事項に変更があった場合は、変更後30日以内に変更届の提出が必要です。

- ① 申請者の氏名(個人申請の場合は、その氏名。法人申請の場合は法人名称)
- ② 申請者の住所(個人申請の場合は、その住所。法人申請の場合は法人所在地)
- ③ 店舗の名称
- ④ 毒物劇物の貯蔵設備
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者
- \*上記の他にも、変更届の提出が必要な場合があります。また、各変更届には添付 書類が必要です。これらの詳細は新潟市ホームページからご確認いただくか、事 前にお問合せください。
- 注1 店舗を移転する場合は、変更届ではなく、事前に新たな店舗での登録申請を 行い登録を受けることが必要です。「現物を取扱わない」登録であっても、同様 です。
- 注2 営業者が変わる場合、法人の合併・分割等で新しく設立する法人が営業者となる場合、吸収合併により営業者である法人が消滅する場合、個人から法人へ 又は法人から個人へ営業者が変更する場合は、変更届ではなく新規の登録申請 が必要です。事前にご相談ください。
- 注3 登録の種類を変更したい場合は、変更届ではなく、事前に新たな登録申請が

必要です。(例:農業用品目販売業登録を一般販売業登録にしたい場合等。また、 取扱責任者が毒物劇物取扱者試験合格者の場合、合格した試験の種類によって、 取扱責任者になれる販売業の種類が異なります。)

(4) 登録票書換え交付申請(手数料 2,500 円(現金)) 登録票の記載事項に変更があったときは、登録票の書換え交付を申請できます。 (任意)

提出

①登録票書換え交付申請書

書類

②毒物劇物販売業登録票

\*変更については、別に変更届出が必要です。

(5) 登録票再交付申請(手数料 4,200 円(現金)) 登録票を破り、汚し、又は紛失したときは、登録票の再交付を申請できます。(任意)

提出

①登録票再交付申請書

書類

②毒物劇物販売業登録票(破損又は汚損により再交付申請する場合)

(6) 廃止届(手数料は必要ありません。) 毒物劇物販売業を廃止したときは、廃止後30日以内に廃止届の提出が必要です。

提出

①廃止届

書類

②毒物劇物販売業登録票

申請・届出に関する説明・様式・記載例を 新潟市ホームページ上で公開しています。 様式のダウンロードもできます。 手続の際は事前にご確認ください。

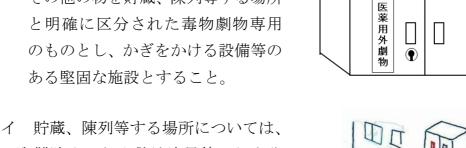


### [URL]

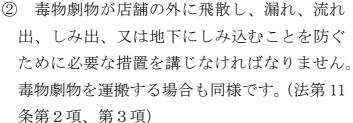
http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/iryo/iryotetsuduki/yakuji/yakuji\_dokugeki\_tetu/dokugeki\_tetuduki/dokugekihambai.html

#### 保管管理 5

- (1) 毒物劇物の取扱い
  - ① 毒物劇物が盗難にあったり紛失したりすることを防ぐために必要な措置を講じ なければなりません。(法第11条第1項、S52.3.26 薬発第313号厚生省薬務局長 通知)
    - ア 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、 その他の物を貯蔵、陳列等する場所 と明確に区分された毒物劇物専用 のものとし、かぎをかける設備等の



盗難防止のため敷地境界線から十分 離すか又は一般の人が容易に近づけ ない措置を講ずること。



③ 毒物劇物の容器として、飲食物の容器と して通常使用される物を使用してはなり ません。(法第11条第4項)









#### (2)在庫管理

毒物劇物販売業者は、店舗ごとに帳簿を備え、毒物劇物を譲り受け、 譲り渡し、 若しくは廃棄したとき等は、その都度、品目ごとに次に掲げる事項を記載し、最終 の記載をした日から5年間保存しなければなりません。(新潟市毒物及び劇物取締法 施行条例第2条)

- ① 毒物劇物の名称
- ② 譲受け、譲渡し等の別及びその年月日
- ③ 譲受け、譲受け等に係る数量及び譲受け、譲受け等があった時点の在庫数量

### 【帳簿の例】

毒物·劇物	品名				含量		容量	
年月日	摘要	<u> </u>	受入数量	払出数量	在	庫数量		備考

### **6 譲渡手続** (法第 14 条、第 15 条)

- (1) 毒物劇物営業者(製造業者、輸入業者又は販売業者)に販売・授与する場合 販売又は授与の都度、次の事項を書面に記載しておかなければなりません。(5年 間保存)
  - 毒物劇物の名称及び数量
  - 販売又は授与の年月日
  - 譲受人の氏名、職業及び住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 毒物劇物営業者以外に販売又は授与する場合(エンドユーザーへの販売。例: 農家の方等)

譲受人から次の事項を記載し押印した書面(譲受書)の提出を受けなければ、毒物劇物を販売又は授与してはなりません。(譲受書は5年間保存)

- 毒物劇物の名称及び数量
- 販売又は授与の年月日
- 譲受人の氏名、職業及び住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)

### 【譲受書の例】

8	毒	:物▪劇物記	<b>襄受書</b>	
+10 (1-4-00)	名称			
毒物又は劇物	数量		g ml	本(個)
販売又は授与の 年 月 日	20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	年	月	
譲 受 人	氏名			•
法人にあっては、	職業			
その名称及び主たる 事務所の所在地	住 所			
備考				

\*<u>譲受人の押印が必要です。</u>法人の場合、代表者印が原則ですが、 代表者印に代えて担当者の職名・氏名・個人印でも可です。

### (3) 情報提供

毒物劇物営業者は、毒物劇物を販売又は授与する時までに、譲受人に当該毒物劇物に関する情報(SDS、MSDS)を提供しなければなりません。(施行令第 40条の9)

\*当該毒物劇物営業者から当該譲受人に対し、既に当該毒物劇物に関する情報提供が行われている場合や、1回につき 200 mg以下の劇物を販売・授与する場合等を除きます。

提供しなければならない情報の内容は次のとおりです。

- ①情報を提供する毒物劇物営業者の氏 名及び住所(法人はその名称及び主た る事務所の所在地)
- ②毒物又は劇物の別
- ③名称、成分とその含量
- ④応急措置
- ⑤火災時の措置
- ⑥漏出時の措置

- ⑦取扱い及び保管上の注意
- ⑧暴露の防止及び保護のための措置
- ⑨物理的及び化学的性質
- ⑩安定性及び反応性
- ⑪毒性に関する情報
- 迎廃棄上の注意
- ⑬輸送上の注意

### 7 交付の制限等

(1) 毒物劇物の交付の制限

毒物劇物営業者は、毒物劇物を次の者に交付してはなりません。

- 18歳未満の者
- 精神の機能の障害により毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ➤ この他、譲受人等の言動等から使用目的に不審がある場合は、交付せずに速やかに警察に連絡してください。(H11.1.13 医薬発第34号厚生省医薬安全局長通知)
- (2) 爆発性等のある毒物劇物の交付の制限

引火性、発火性又は爆発性のある毒物劇物であって政令に定めるもの(以下、爆発性等のある毒物劇物)は、業務その他正当な理由による場合を除いては所持してはなりません。(法第3条の4)

#### 【爆発性等のある毒物劇物】(施行令第32条の3)

- 亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(亜塩素酸ナトリウム 30%以上を含有するものに限る。)
- 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤(塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る。)
- ナトリウム
- ピクリン酸
- ① 毒物劇物営業者は、身分証明書、運転免許証等によりその交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、爆発性等のある毒物劇物を交付してはなりません。(法第15条第2項、施行規則第12条の2の6)
  - \*常時取引関係にある等、氏名及び住所を知悉している者に交付する場合等は、 身分証明書等の提示は不要です。
- ② 毒物劇物営業者は、帳簿(確認簿)を備え、①の確認をしたときは、次の事項を記載しなくてはなりません。(5年間保存)

(法第15条第3項、第4項、施行規則第12条の3)

- 交付した劇物の名称
- 交付年月日
- 交付を受けた者(実際に当該劇物を受け取る者)の氏名及び住所

### 8 危害防止規定

(1) 毒物劇物危害防止規定とは

毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範のことです。(S50.11.6 薬安第80号・薬監第134号通知)

危害防止対策を文書化し、「危害防止規定」を作成してください。

### (2) 危害防止規定の記載事項

危害防止規定には次の事項を盛り込んでください。

- 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、設備等の点検・保守を行う者、 事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関 する事項(管理体制及び緊急時の連絡体制の例:次ページ)
- 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備 等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する 事項
- その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項 (例:震災対策等)

#### 【参考】

危害防止規定の例は以下のサイトでも示されています。

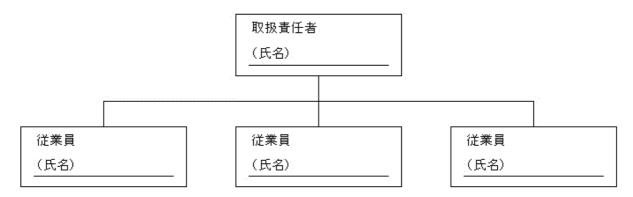
http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html (厚生労働省) http://www.pref.niigata.lg.jp/iyaku/1334696519957.html (新潟県)

取り扱う毒物劇物の種類・量、設備、取扱方法等は各事業所によって違うため、発生し得る危害の規模や性質も違います。 危害防止規定は事業所の実情に応じた具体的な内容のものを 作成してください。



### 【管理体制及び緊急時の連絡体制の例】

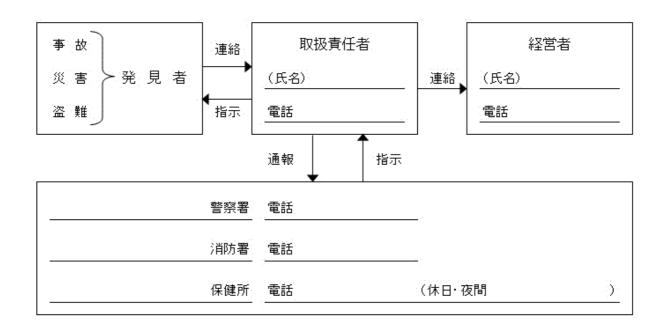
### <管理体制>



- ① 取扱責任者は、毒物劇物の取扱い等に関し、必要な指示を従業員に与える。
- ② 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

### <緊急時の連絡体制>

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際には速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



### 9 その他

### (1) 廃棄について

毒物劇物の廃棄は、政令で定められた技術上の基準に従って行わなければなりません。(法第15条の2、施行令第40条)

また、厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」により廃棄方法が定められているものについては、通知を参考にしてください。

- \*毒物及び劇物取締法以外にも、下水道法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律、大気汚染防止法など、他の法律にも抵触しないようにして ください。
- \*適切に自己処理することが困難な場合は、許可を受けた廃棄物処理業者に処理 を委託してください。

### (2) 事故等発生時の対応について

毒物劇物による事故や盗難が発生した場合は、次のとおり、関係機関に届け出なければなりません。(法第17条)

- ① 毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合に おいて、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、 直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上 の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければなりません。
- ② 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければなりません。
- \*万一の事故又は盗難発生時に冷静な対処ができるように、予め通報する責任者を 定めるなど、通報体制を整備しておくとよい。(前ページの緊急時の連絡体制の例 参照)

#### (3) 立入検査等について

毒物劇物監視員は、毒物劇物販売業者等の店舗等に立入検査等を行うことができます。(法第 18 条)

また、毒物劇物販売業者等は、この立入検査等に応じなければなりません。

### 10 参考

この手引きには、毒物劇物の販売等に関する主な注意点等を掲載していますが、 毒物及び劇物取締法に関する規制全てを網羅しているわけではありません。

毒物劇物に関する安全対策等については、下記のサイトも参考にご覧ください。 危害防止規定のモデルも掲載されています。

### 毒物劇物の安全対策(厚生労働省医薬食品局化学物質安全対策室)

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html

毒物劇物に関するお問合せ、

新潟市内の毒物劇物販売業登録申請等に関する窓口

## 新潟市保健所 保健管理課 薬事指導係

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 電話 025-212-8189 (直通)、025-212-8010 (代表) FAX 025-246-5672